

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進体制

ア 長野県生涯学習審議会

設置根拠：生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条

長野県附属機関条例第2条第1項

設置目的：県教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

※令和元・2年度休会

イ 長野県生涯学習推進本部

設置根拠：生涯学習関連事業の総合的な企画及び調整を行うため、平成3年に設置。

設置目的：①「生涯学習推進関連事業の概要」の作成

生涯学習を推進するための基礎資料及び学習情報資料として、各部局が実施する生涯学習関連事業についてとりまとめ、県のホームページで公開した。

②「生涯学習月間」の設定

県民の生涯学習に対する意識の高揚を図り、多様な学習活動が活発に展開されるよう、11月を「生涯学習月間」と定め、生涯学習の普及啓発に努めた。

実施内容は(2)のとおり。

(2) 生涯学習の普及啓発

令和2年度「生涯学習月間」

ア 実施期間 令和2年11月1日～11月30日

イ 実施内容

(ア) 月間の周知・広報

- ・懸垂幕の掲出
- ・インターネットへの掲載（県HPなど）
- ・県庁舎内展示の実施（11月2日～13日）

(イ) 関係機関・団体等の取組促進

- ・県・市町村：講座・教室・体育祭・地区文化祭などの開催等
- ・学校：学校開放講座の実施、施設の一般開放等
- ・社会教育関連団体：構成員への生涯学習活動奨励、県民への学習機会の提供等

(3) 子どもの読書活動の推進

平成13年12月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、都道府県における「子

ども読書推進計画」の策定（努力義務：第9条）が定められた。

平成30年、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定に伴い、令和元年度に概ね5年間の計画期間となる「豊かな読書を子どもたちに～発達段階に応じた取組～」を基本理念とする「第4次長野県子ども読書活動推進計画」を策定した。今後、計画に沿って子どもの読書活動の振興が図られるよう取組を推進していくところである。